

閱 覧 用

令和8年第1回（3月）定例会

鱈ヶ沢町 議会会議録

令和8年 3月 6日 開会

令和8年 3月12日 閉会

鱈ヶ沢町議会

令和8年第1回鱒ヶ沢町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

議事日程	1 1
出席議員	1 2
欠席議員	1 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 3
開会及び開議の宣告	1 4
議事日程の報告	1 4
会期の決定	1 4
会議録署名議員の指名	1 4
諸般の報告	1 5
議案第6号～議案第52号、諮問第1号、意見書案第1号の一括上程	1 5
・ 議案第6号 鱒ヶ沢町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
・ 議案第7号 鱒ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について	
・ 議案第8号 鱒ヶ沢町附属機関設置条例の制定について	
・ 議案第9号 鱒ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	
・ 議案第10号 鱒ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第11号 鱒ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第12号 鱒ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鱒ヶ沢町財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第13号 鱒ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第14号 鱒ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第15号 鱒ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第16号 鱒ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

- ・ 議案第 17 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第 10 号）
- ・ 議案第 18 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 19 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 20 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 21 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 22 号 令和 7 年度北浮田財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 23 号 令和 7 年度長平財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 24 号 令和 7 年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 25 号 令和 7 年度中村財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 26 号 令和 7 年度舞戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 27 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 28 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 29 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計予算
- ・ 議案第 30 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 31 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算
- ・ 議案第 32 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算
- ・ 議案第 33 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町介護保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 34 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第 35 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算
- ・ 議案第 36 号 令和 8 年度北浮田財産区特別会計予算
- ・ 議案第 37 号 令和 8 年度長平財産区特別会計予算
- ・ 議案第 38 号 令和 8 年度浜横沢財産区特別会計予算
- ・ 議案第 39 号 令和 8 年度中村財産区特別会計予算
- ・ 議案第 40 号 令和 8 年度舞戸財産区特別会計予算
- ・ 議案第 41 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町水道事業会計予算
- ・ 議案第 42 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算
- ・ 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- ・ 議案第 44 号 鰯ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について
- ・ 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・ 議案第 46 号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 47 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 48 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて

- ・ 議案第 49 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 50 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 51 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 52 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・ 意見書案第 1 号 地域の医師不足解消を求める意見書

施政方針及び議案第 6 号～議案第 52 号、諮問第 1 号の提案理由説明	1 5
予算特別委員会の設置	2 8
散会の宣告	2 9

第 2 号 (3月9日)

議事日程	3 1
出席議員	3 2
欠席議員	3 2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 2
職務のため議場に参加した者の職氏名	3 3
開議の宣告	3 4
議事日程の報告	3 4
一般質問	3 4
6 番 菊谷 忠光議員	3 4
1 番 菊谷 尚久議員	4 3
4 番 佐藤 薫議員	4 7
散会の宣告	5 3

第 3 号 (3月11日)

議事日程	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	5 7

開議の宣告	5 8
議事日程の報告	5 8
総括質疑	5 8
・ 議案第 6 号 鱈ヶ沢町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
・ 議案第 7 号 鱈ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について	
・ 議案第 8 号 鱈ヶ沢町附属機関設置条例の制定について	
・ 議案第 9 号 鱈ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	
・ 議案第 10 号 鱈ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 11 号 鱈ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 12 号 鱈ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鱈ヶ沢町財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 13 号 鱈ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 14 号 鱈ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 15 号 鱈ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 16 号 鱈ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 17 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町一般会計補正予算（第 10 号）	
・ 議案第 18 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・ 議案第 19 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・ 議案第 20 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	
・ 議案第 21 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 22 号 令和 7 年度北浮田財産区特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 23 号 令和 7 年度長平財産区特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 24 号 令和 7 年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 25 号 令和 7 年度中村財産区特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 26 号 令和 7 年度舞戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）	
・ 議案第 27 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町水道事業会計補正予算（第 2 号）	

- ・ 議案第 28 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 29 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計予算
- ・ 議案第 30 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 31 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算
- ・ 議案第 32 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算
- ・ 議案第 33 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町介護保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 34 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第 35 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算
- ・ 議案第 36 号 令和 8 年度北浮田財産区特別会計予算
- ・ 議案第 37 号 令和 8 年度長平財産区特別会計予算
- ・ 議案第 38 号 令和 8 年度浜横沢財産区特別会計予算
- ・ 議案第 39 号 令和 8 年度中村財産区特別会計予算
- ・ 議案第 40 号 令和 8 年度舞戸財産区特別会計予算
- ・ 議案第 41 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算
- ・ 議案第 42 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算
- ・ 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- ・ 議案第 44 号 鰯ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について
- ・ 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・ 議案第 46 号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 47 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 48 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 49 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 50 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 51 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 52 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・ 意見書案第 1 号 地域の医師不足解消を求める意見書

各常任委員会及び予算特別委員会に対する議案審査付託 …………… 6 5

散会の宣告 …………… 6 5

第 4 号 (3月12日)

議事日程	6 7
出席議員	6 8
欠席議員	6 8
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 9
開議の宣告	7 0
議事日程の報告	7 0
予算特別委員長の議案審査結果報告	7 0
総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑	7 1
産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑	7 2
討論、採決	7 4
・ 議案第 6 号 鱈ヶ沢町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の 制定について	
・ 議案第 7 号 鱈ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について	
・ 議案第 8 号 鱈ヶ沢町附属機関設置条例の制定について	
・ 議案第 9 号 鱈ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について	
・ 議案第 10 号 鱈ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条 例の制定について	
・ 議案第 11 号 鱈ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
・ 議案第 12 号 鱈ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鱈ヶ沢町財産区管理会設 置条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 13 号 鱈ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
・ 議案第 14 号 鱈ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
・ 議案第 15 号 鱈ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 16 号 鱈ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	
・ 議案第 17 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町一般会計補正予算 (第 10 号)	
・ 議案第 18 号 令和 7 年度鱈ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	

- ・ 議案第 19 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 20 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 21 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 22 号 令和 7 年度北浮田財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 23 号 令和 7 年度長平財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 24 号 令和 7 年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 25 号 令和 7 年度中村財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 26 号 令和 7 年度舞戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 27 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・ 議案第 28 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- ・ 議案第 29 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計予算
- ・ 議案第 30 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 31 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算
- ・ 議案第 32 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算
- ・ 議案第 33 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町介護保険事業特別会計予算
- ・ 議案第 34 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第 35 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算
- ・ 議案第 36 号 令和 8 年度北浮田財産区特別会計予算
- ・ 議案第 37 号 令和 8 年度長平財産区特別会計予算
- ・ 議案第 38 号 令和 8 年度浜横沢財産区特別会計予算
- ・ 議案第 39 号 令和 8 年度中村財産区特別会計予算
- ・ 議案第 40 号 令和 8 年度舞戸財産区特別会計予算
- ・ 議案第 41 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町水道事業会計予算
- ・ 議案第 42 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算
- ・ 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- ・ 議案第 44 号 鰯ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について
- ・ 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ・ 議案第 46 号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 47 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 48 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 49 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 50 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて

- ・ 議案第 51 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 議案第 52 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
- ・ 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- ・ 意見書案第 1 号 地域の医師不足解消を求める意見書

閉会の宣告 80

第 1 号 令和 8 年 3 月 6 日

令和 8 年 鱒ヶ 沢 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）午前 1 0 時開議

本 会 議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案等の一括上程

議案第 6 号から議案第 5 2 号 …………… 4 7 件

諮問第 1 号 …………… 1 件

意見書案第 1 号 …………… 1 件

日程第 5 施政方針及び上程議案等の提案理由説明

日程第 6 予算特別委員会の設置

議案第 2 9 号 令和 8 年度鱒ヶ 沢 町一般会計予算

散 会

○出席議員（10名）

1番	菊谷尚久君	2番	木村光義君
3番	佐藤昭司君	4番	佐藤薫君
5番	須藤一君	6番	菊谷忠光君
7番	東條一彦君	8番	今勝義君
9番	神孝君	10番	齋藤孝夫君

○欠席議員（1名）

11番 田中亨君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
総務課長	神広丈君
企画観光課長	神哲也君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓谷秀雄君
ほけん福祉課長	千島裕治君
教育みらい課長	清野守君
建設水道課長	工藤輝幸君
病院事務長	田村光春君
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
選挙管理委員会委員長	須藤壽君
農業委員会会長	木村賢一君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	木	村	公	紀
〃 次長	古	舘	裕香	子
〃 事務補助員	鎌	田	静	香

◎開会及び開議の宣告

○副議長（須藤一君） おはようございます。田中亨議長から欠席届が提出されています。

本日の会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

会議の前に1点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

これより令和8年第1回鱈ヶ沢町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（須藤一君） ただちに会議を開きます。

会議は、議事日程第1号により行います。

◎会期の決定

○副議長（須藤一君） 日程第1。会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（須藤一君） 日程第2。本定例会の会議録署名議員に、会議規則第125条の規定

により、3番佐藤昭司議員、4番佐藤薫議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○副議長（須藤一君） 日程第3。諸般の報告をいたします。

報告第1。本議会に町長より議案第6号から議案第52号、諮問第1号、議員発議として意見書案第1号の以上49件が提出されています。

報告第2。説明のため、町長、教育委員会教育長、代表監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長の出席を求めています。

その他、議会活動報告については、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

◎議案第6号～議案第52号、諮問第1号、意見書案第1号の一括上程

○副議長（須藤一君） 日程第4。議案第6号から議案第52号、諮問第1号、議員発議として意見書案第1号の以上49件を一括上程いたします。

◎施政方針及び議案第6号～議案第52号、諮問第1号の提案理由の説明

○副議長（須藤一君） 日程第5。施政方針及び上程議案等に対する提案理由の説明を求めます。

平田衛町長。

〔町長 平田衛君 登壇〕

○町長（平田衛君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和8年鱈ヶ沢町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には応召いただき感謝申し上げます。

それでは、本議会の開会にあたり、令和8年度の施政についてその一端を述べさせていただきます。

まちづくりの最上位計画である「第7次鱈ヶ沢町総合計画」が令和8年度からスタートします。人口減少と少子高齢化が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、オール鱈ヶ沢で質の高いまちづくりを進めてまいります。

「歴史と海・山・川が人と人をつなぐまち 鱒ヶ沢」を基本テーマに、「誇りと自信を持てるまち、自慢できるまち」「たくさんの人々が訪れたいと思う魅力的なまち」「このまちに住んでみたいと思う生活しやすいまち」を目指し、令和8年度においても、「人づくり」「経済の循環」「暮らしの向上」に重点的に取り組んでまいります。

次に、予算の概要について申し上げます。

令和8年度予算については、将来のまちづくりを見据え、緊急度や優先度、重要性を考慮しながら、編成したところであります。

歳入については、国や県の補助金及びあじがさわ未来応援基金等を積極的に活用してまいります。

歳出については、鱒ヶ沢跨線橋改修、斎場火葬炉設備入れ替えを実施するほか、総合行政システムの使用料、人件費の増など、経常的経費の増大により、一般会計当初予算については、83億9700万円となり、前年度比では4億4400万円、5.6%の増額となっております。

それでは、令和8年度の主要な施策について第7次鱒ヶ沢町総合計画に掲げる基本目標に沿って、ご説明いたします。

はじめに基本目標1、『誇りと自信を持てるまち、自慢できるまち』“あじがさわプライド”の取組について申し上げます。

まず、自然環境と景観の保全について申し上げます。

本町は世界自然遺産白神山地や日本海など豊かで美しい自然環境と景観に恵まれています。

この素晴らしい財産を守り、次の世代に継承していくため、地域との協働による保全活動や環境教育の推進を図ってまいります。

地域の歴史・文化の継承については、日本遺産北前船寄港地・船主集落や津軽藩発祥の地・国史跡種里城跡など、ふるさとの歴史や文化に触れる機会を充実させ、後世に継承する取組を進めてまいります。

新年度から旧鱒ヶ沢こども園を改修して（仮称）歴史文化財センターを整備し、歴史資料等の保存管理に努めてまいります。

学校教育については、鱒ヶ沢町第3次教育大綱を踏まえ、児童生徒の減少及び学校施設の老朽化を見据え、学校施設個別施設計画に基づき舞戸小学校を増改築し、小中一貫教育校（義務教育学校）の開校を目指します。

このため義務教育学校設計業務に着手し、児童生徒の成長に即したより良い教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想実現のため、ICT環境の充実を図り、小中学校における一貫した情報教育の推進など、質の高い教育を進めてまいります。

さらに、教職員の業務環境改善と利便性の向上を図るため、校務支援システムを整備し、教育の質的向上を目指してまいります。

青森県立鱒ヶ沢高等学校の支援については、特色のある部活動や生徒のスキルアップとなる特別講義、地域校の特性を生かした教育など、引き続き魅力向上を図る取組を支援してまいります。

令和6年10月より開始した学校給食費の無償化につきましては、子育て世帯の負担軽減のため、引き続き県の交付金を活用し実施してまいります。

青少年の健全育成については、学校や家庭、地域が一体となった活動を行い、郷土を愛する「生きる力の育成」に努めてまいります。

社会教育については、生きがいや健康づくり、世代を超えた交流、地域づくり等について学び続けられる環境を整えてまいります。

地域活動の拠点となる中央公民館、舞戸公民館については、新年度から指定管理者制度を導入し、利用向上につなげるとともに、舞戸公民館大ホールのエアコンを改修してまいります。

生涯スポーツについては、日々の生活の中で体力づくりやスポーツに触れ合う機会を創出する、スポーツイベントを開催してまいります。

さらに、町のスポーツ振興を図るため、鱒ヶ沢町スポーツ協会への活動支援を継続し、競技力向上に努めてまいります。

鱒ヶ沢中学校の部活動については、関係団体等と連携し、まずは水泳部や相撲部、音楽部（三味線部）など、段階的に地域連携・地域移行を進めてまいります。

少子高齢化により困難になってきている地域コミュニティの維持・推進については、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて支援体制を強化してまいります。

次に、基本目標2『たくさんの人々が訪れたいと思う魅力的なまち』“あじがさわブランド”の取組について申し上げます。

まず、地域ブランドの推進と鱒ヶ沢のファンづくりについて申し上げます。

町の豊かな自然がもたらす地場産品は、ふるさと納税の返礼品として、これまで高い評価を受けています。

引き続き町の魅力を積極的にPRし、新たな返礼品の開発、新規乗車の拡充を進め、ふるさと納税制度を大いに活用し、地域ブランドとファンの拡大を図ってまいります。

食イベント等の実施にあたっては、官民連携協力して、情報発信、誘客に努めてまいります。

次に、農林業・水産業の振興について申し上げます。

農林業を取り巻く環境は、過疎化や従事者の高齢化が進み、担い手不足や集落機能の低下など厳しい状況となっております。

このため、生産基盤の維持強化、経営所得安定対策、担い手育成や農地の集積、森林経営管理制度の運用など、国、県の支援策を有効活用し、農林業所得の向上、経営の安定を図ってまいります。

持続可能な農業に向けては、魅力ある農業経営として維持、発展させていくため、需要に応じた主食用米の生産を主軸としながらも、水田を活用した高収益作物への作付転換を推奨するほか、鱒ヶ沢町地域農業経営基盤強化促進計画に基づき、担い手への農地集積、集約化等を進めてまいります。

また、鱒ヶ沢町農業振興地域整備計画を更新し、優良農地の確保・保全を図ってまいります。

将来的に地域農業をけん引していく新規就農者に対しては、ソフト・ハード両面からの支援を実施してまいります。

また、りんごの安定生産については、果樹共済加入補助、防風網張替補助のほか、モモシクイガ、黒星病の防除対策を支援し、生産向上と経営安定を図ってまいります。

農作物の有害鳥獣対策については、電気柵設置助成、捕獲従事者の育成助成を継続実施し、駆除体制の強化と被害防止に努めてまいります。

近年、市街地などへの出没が増えているツキノワグマの対策については、警察署や猟友会との連携を深め、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制を整え、日常生活の安全確保に取り組んでまいります。

林業の振興については、鱒ヶ沢町森林経営管理制度全体計画に基づき、所有者への意向調査を継続するとともに集積計画を策定し、森林資源の適切な管理と経営を推進してまいります。

農林道の整備については、維持修繕事業を継続してまいります。

水産業の振興については、従事者の高齢化や後継者不足などに加え、漁獲量、漁獲高の低迷が続く厳しさを増しておりますが、第3期浜の活力再生プランに基づき、漁獲生産量に対する収益性の強化と販路拡大に努めてまいります。

また、サケの回帰率向上に向けた取組や、アイナメ、マヅイ、マダイ、ハタハタ、

アワビ等の資源維持に向けた放流を継続するとともに、アユ、イトウの安定生産と販売促進に努めてまいります。

さらに、漁港や水産振興事業についても、引き続き支援してまいります。

商工業の振興については、町商工会をはじめ、商工業者が実施する事業や経営基盤安定化のための支援が求められています。

このため、町商工会が行う各種イベントや事業等に対して補助し、地域の活性化とにぎわいづくりを支援するとともに、町内事業者への新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金及び各種保証料も継続支援してまいります。

海の駅わんどについては、基本構想に基づき、リニューアルに向けた準備を進めて、本町地区のにぎわい創出に取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

観光の振興については、豊かな自然や歴史文化など多様な地域資源を活用し、観光協会や宿泊施設、飲食店等と連携強化を図りながら、町の魅力を戦略的に情報発信してまいります。

世界自然遺産白神山地、日本遺産北前船寄港地・船主集落、津軽藩発祥の地・種里城跡、海・山・川の幸など町の魅力を磨き上げ、誘客促進、地域経済の向上を図ってまいります。

友好協定9年目を迎える岩手県久慈市とは、引き続き観光、物産をはじめ相互の交流を進めてまいります。

次に雇用対策・新産業の育成について申し上げます。

「つがるオフショアエナジー合同会社」が実施する洋上風力発電事業については、津軽港の活用と洋上風力発電事業を通じた地域振興を目指してまいります。

昨年12月に国の認定を受けた公募占用計画では、令和12年6月の運転開始に向けて、新年度から陸上での工事が始まる見込みとなっております。

町としても、工事やメンテナンスに伴う地元雇用の創出など、その効果を最大限享受できるよう近隣の自治体、関係機関、地域の各団体等と連携、協力を図ってまいります。

また、津軽港についても、洋上風力発電事業の保守管理を行う港として、令和10年度までに整備されることとなります。

津軽地域の農林水産物の流通や臨港道路と関連主要道路との接続向上など、津軽港の機能強化についても積極的に要望していくとともに、津軽地域の経済・産業発展と観光促進のための港を目指し、県、弘前市をはじめ関係14市町村が一体となっ

て利用促進に取り組んでまいります。

起業・創業支援については、新規創業や新分野への進出、空き店舗を活用した出店に対する補助を継続し、意欲ある事業者を積極的に支援してまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現するためには、地球温暖化防止や脱炭素社会の実現に向けた取組が重要になっております。

このため、洋上及び陸上風力発電事業への協力、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策を進めるなど、町民、事業者、行政が一体となって取り組んでまいります。

次に、基本目標3『このまちに住んでみたいと思う生活しやすいまち』『あじがさわライフ』について申し上げます。

健康づくりの推進においては、町民の平均寿命、健康寿命を延ばすために、健康意識の向上と生活習慣の改善に積極的に取り組んでいるところであります。

新年度においても、町の総合健診、各種がん検診の受診率向上に努め、病気の予防、早期発見、早期治療、健康長寿の実現に繋げるとともに、QOL健診も継続して実施してまいります。

また、高齢者の予防接種については、肺炎球菌、新型コロナウイルス、インフルエンザ、帯状疱疹のワクチン接種を実施してまいります。

鱒ヶ沢病院については、在宅復帰に向けての診療、看護を行う地域包括ケア病床により、患者さんに寄り添った医療の提供、リハビリ部門の体制充実を図ってまいります。

また、公立病院経営強化プランに基づき、地域の利用者から信頼される医療サービスの提供と健全な病院経営に努めてまいります。

地域福祉の推進については、高齢者や障がい者を含めた全ての方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して元気に自立した生活ができるよう、鱒ヶ沢町社会福祉協議会など関係機関と連携強化を図り、地域福祉の充実に努めるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮といった暮らしの困りごとに対応する「鱒ヶ沢町福祉安心・安全支援事業」に取り組んでまいります。

子育て支援については、こども家庭センターにおいてきめ細やかな切れ目のない包括的な相談、支援等を実施し、誰もが子育てしやすい環境を整えてまいります。

新年度からは0歳時から2歳児の保育料を無償化いたします。これによりすべての保育児童の保育料を完全無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

新たに開始となる「こども誰でも通園制度」や、引き続き医療的ケア児の保育を

町内保育施設と連携しながら実施し、全ての子どもたちの育ちを応援してまいります。

また、母子支援事業として、妊産婦の産前産後ケア、ママサポート事業など母子に寄り添った訪問や相談、乳児の紙おむつの支給なども積極的に進めてまいります。

結婚支援については、県や市町村等と共同運営するAIマッチングシステムを活用し、結婚を希望する男女の出会いを継続支援してまいります。

町民の日常生活、経済活動に欠かせない社会基盤である町道及び橋梁については、舞戸中村線及び鱒ヶ沢駅前線、中村鱒ヶ沢堰水門線の道路改良事業、鱒ヶ沢跨線橋、茂平橋の橋梁補修など、安全で快適な道路環境、交通確保に向け、計画的な整備改修事業を実施してまいります。

津軽自動車道については、頻発する自然災害を教訓に、緊急輸送道路確保の観点からも、国、県へ積極的に足を運び、残区間である柏～浮田間、12.3kmについて、早期開通を要望してまいります。

また、国道101号の整備促進と西津軽能代沿岸道路の早期実現に向けても、引き続き関係自治体等と合同で要望してまいります。

さらに、県管轄の道路、河川の維持補修や整備など、県単独事業についても積極的に要望してまいります。

日常生活の足となる公共交通については、鱒ヶ沢町地域公共交通計画に基づき、コミュニティバス「あじバス」の運行、広域的な路線バスの維持を図り、町民の移動手段の確保に努めてまいります。

移住・定住の促進については、空き家バンク登録支援と利活用を積極的に展開し、移住定住につなげる取組を進めてまいります。

町営住宅については、建物の老朽化の調査と長寿命化計画に基づき、阿部野団地の屋根外壁改修、大鳴戸団地と上野団地の屋根ふき替えなどの改修を行うほか、各団地の修繕等を計画的に実施してまいります。

水道事業については、衛生的な水の安定供給を図るため、引き続き適正な水道施設の維持管理に努めるとともに、公共下水道については、ストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的な施設管理に取り組んでまいります。

また、町の土地利用や公共施設の整備など、今後の都市づくり、都市計画の基本方針となる都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定してまいります。

防災・減災対策については、近年、頻発化・激甚化する自然災害により、令和4年度の大雨災害をはじめ、全国各地で土砂災害や河川氾濫などが発生し、甚大な被

害をもたらしており、一層の防災対策の強化が求められています。

このため、災害時に、より早急な対応が可能な体制の構築、発災後の速やかな応急、復旧、復興のための体制強化を引き続き図ってまいります。

災害時における備蓄品については、大雨災害の経験を踏まえ策定した鱒ヶ沢町備蓄計画に基づき、計画的な生活支援物資を備蓄してまいります。

地域住民との連携協力による防災訓練や学校での防災教室などの実施により防災意識を高め、安心安全なまちづくりに努めてまいります。

また、土砂災害の危険から住民の生命と財産を守る急傾斜地対策事業として、南浮田地区、北浮田地区及び芦菴地区を継続実施してまいります。

さらに、大雪災害への対応として、ハンドガイド式除雪機を購入し、高齢者世帯等への除雪支援を行ってまいります。

中村川の防災・減災対策については、令和5年3月の「中村川流域治水緊急対策推進会議」において協議・決定された「中村川流域治水緊急対策メニュー」を基に、関係機関と連携しながら治水対策を進めております。

新年度は下水道事業において舞戸地区の浸水被害の軽減を図るため、排水ポンプ場の整備を進めてまいります。

また、県が実施している河川激甚災害対策特別緊急事業については、護岸拡張工事等、令和8年度の完了を目指して実施されることとなっております。

空き家対策については、不適切な状態の空き家に対して適正管理の指導や助言などを実施するほか、特定空き家の解体除去に対する費用を助成してまいります。

消防行政については、多種多様な災害に対処するため、消防体制強化に努めてまいります。

本年4月からの弘前・西北五地域共同消防指令センターの運用開始により、迅速かつ効率的な消防、救急活動を行い、地域の安全を守ってまいります。

男女共同参画社会の推進については、第2次鱒ヶ沢町男女共同参画推進プランに基づき、人権の尊重と女性活躍の促進を図り、誰もが共に活躍できる多様性を活かした共生社会を進めてまいります。

私は就任以来、まちづくりの3つの目標・戦略として「あじがさわプライド」「あじがさわブランド」「あじがさわライフ」を掲げ、まちづくりを進めてまいりました。

新年度も「We Love あじがさわ」を合言葉に、「人づくり」「経済の循環」「暮らしの向上」を目指して、町民の皆様と共にまちづくりに取り組み、町の魅力である歴史、文化、自然、食などを大いにアピールし、町のプロモーションにも取

り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針といたします。

引き続き本定例会に提出致しました議案47件、諮問1件の概要についてご説明申し上げます、審議の参考に供したいと存じます。

それでは、議案第6号 鱒ヶ沢町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本議案は、特定乳児等通園支援事業を適正かつ安全に運営する基準を定めるため、提案するものであります。

議案第7号 鱒ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について申し上げます。

本議案は、水道事業の債権に関し、債権の管理や放棄等に関する必要な事項を定めることで、債権の適正な管理を図り、公営企業の経営状況を正確に表すため、提案するものであります。

議案第8号 鱒ヶ沢町附属機関設置条例の制定について申し上げます。

本議案は、鱒ヶ沢町が設置する附属機関について、法的な位置づけを整理するため、提案するものであります。

議案第9号 鱒ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について申し上げます。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律及び青森県の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の改正に伴い、旅費の支給内容、金額、支給方法等を改正するため、提案するものであります。

議案第10号 鱒ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、鱒ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正に伴い、特別非常勤職員の報酬額及び費用弁償の支給方法等を改正するため、提案するものであります。

議案第11号 鱒ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、鱒ヶ沢町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長及び教育長の給料の額を改正するため、提案するものであります。

議案第12号 鱒ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鱒ヶ沢町財産区管理会

設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、鱈ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正に伴い、実費弁償、旅費の支給方法等について改正するため、提案するものであります。

議案第13号 鱈ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、鱈ヶ沢町特別職報酬等審議会の答申の基づき、議長、副議長及び議員の報酬の額を改正し、また、鱈ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正に伴い、費用弁償として支給する旅費の支給方法等について改正するため、提案するものであります。

議案第14号 鱈ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、林野火災に関する注意報の創設及び気象庁が発表する気象情報の一部改称等に伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第15号 鱈ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路法施行令の一部が改正されたことから、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第16号 鱈ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本議案は、一般廃棄物処理業の許可事務をつがる西北五広域連合に移管することに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第17号 令和7年度鱈ヶ沢町一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ2億5436万8000円を減額し、予算の総額を85億7803万5000円とするものであります。

議案第18号 令和7年度鱈ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ1996万5000円を減額し、予算の総額を14億4432万6000円とするものであります。

議案第19号 令和7年度鱈ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ3万3000円を追加し、予算の総額を15億6888万2000円とするものであります。

議案第20号 令和7年度鱈ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ520万7000円を減額し、予算の

総額を1億7467万5000円とするものであります。

議案第21号 令和7年度鰯ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ981万6000円を減額し、予算の総額を5086万4000円とするものであります。

議案第22号 令和7年度北浮田財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ9000円を減額し、予算の総額を72万7000円とするものであります。

議案第23号 令和7年度長平財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ14万4000円を減額し、予算の総額を39万7000円とするものであります。

議案第24号 令和7年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ15万7000円を減額し、予算の総額を50万5000円とするものであります。

議案第25号 令和7年度中村財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ4万1000円を減額し、予算の総額を54万2000円とするものであります。

議案第26号 令和7年度舞戸財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、歳入歳出それぞれ83万3000円を減額し、予算の総額を133万1000円とするものであります。

議案第27号 令和7年度鰯ヶ沢町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。この補正は、資本的支出において水道事業に200万円を追加し、旧簡水事業から200万円を減額致しております。

議案第28号 令和7年度鰯ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。はじめに、収益的収支では、収入において2011万円を追加し、支出において1971万円を追加致しております。また、資本的収支では、収入において1億3996万3000円を減額し、支出では1億3600万4000円を減額致しております。

議案第29号 令和8年度鰯ヶ沢町一般会計予算について申し上げます。令和8年度の歳入歳出予算の総額は、対前年度プラス5.6%、4億4400万円増の、83億9700万円と致しております。

議案第30号 令和8年度鰯ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、対前年度マイナス9.1%、1億3015万6000円減の、13億745万8000円と致しております。

議案第31号 令和8年度鯉ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、対前年度プラス71%、278万9000円増の、671万8000円と致しております。

議案第32号 令和8年度鯉ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、前年度当初予算と同額の19万7000円と致しております。

議案第33号 令和8年度鯉ヶ沢町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、対前年度プラス0.8%、1290万9000円増の、15億4361万6000円と致しております。

議案第34号 令和8年度鯉ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、対前年度プラス5.2%、875万8000円増の、1億7573万8000円と致しております。

議案第35号 令和8年度鯉ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算について申し上げます。予算の総額は、対前年度マイナス8.4%、361万6000円減の、3936万円と致しております。

議案第36号 令和8年度北浮田財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を60万6000円と致しております。

議案第37号 令和8年度長平財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を55万6000円と致しております。

議案第38号 令和8年度浜横沢財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を69万2000円と致しております。

議案第39号 令和8年度中村財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を60万6000円と致しております。

議案第40号 令和8年度舞戸財産区特別会計予算につきましては、予算の総額を161万円と致しております。

議案第41号 令和8年度鯉ヶ沢町水道事業会計予算について申し上げます。

業務予定量は、給水戸数5109戸、年間総給水量109万2103立方メートルと致しております。その結果、収益的収支では、収入が2億6770万2000円、支出が2億5817万8000円となり、資本的収支では、収入が1億3544万円、支出が2億3182万1000円となりました。

よって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、9638万1000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額365万5000円、当年度分損益勘定留保資金7875万2000円、繰越利益剰余金処分額1397万4000円で補填することと致してお

ります。

議案第42号 令和8年度鱈ヶ沢町下水道事業会計予算について申し上げます。

業務予定量は、接続戸数1113戸、年間総排出量、23万9937立方メートルと致しております。その結果、収益的収支では、収入が3億1207万1000円、支出が3億1407万1000円となり、営業費用中委託料200万円の財源に充てるため、企業債200万円を借り入れすることと致しております。

資本的収支では、収入が9億3620円、支出が9億8963万1000円となりました。よって、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、5343万1000円は、当年度分損益勘定留保資金5343万1000円で補填することと致しております。

議案第43号 工事請負契約の締結について申し上げます。

本議案は、蒲生雨水ポンプ場建設（機械・電気設備）工事について、去る2月20日に指名業者3者による指名競争入札を執行致したところ、株式会社伊藤鋳業が消費税込み3億5860万円で落札し、2月25日に仮契約を締結致しましたので、その本契約について議会の議決を求めるため、提案するものであります。

議案第44号 鱈ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

当町の過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日をもって計画期間が終了することから、新たな計画を策定するため、提案するものであります。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設38施設を管理する指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第46号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本議案は、辞職により欠員となる北浮田財産区管理会管理委員の後任者を選任するにあたり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

選任したい委員は、今 剛さんで、委員として適任と考えております。なお、委員の任期は、令和8年4月1日から令和11年11月4日までとなります。

議案第47号から議案第52号まで 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本議案は、浜横沢財産区管理会管理委員の任期が令和8年4月27日をもって満了となることから、新たに委員を選任することについて議会の同意を求めるため提案するものであります。

選任したい委員は、工藤 忠昭さん、長谷川 武さん、石井 武則さん、佐藤 勝弘さん、本間 謙一さん、佐藤 浩さんの6名で、いずれの方も委員として適任と考えております。なお、委員の任期は令和8年4月28日から令和12年4月27日までの4年間であります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本件は、人権擁護委員である菊谷 尚久さんの任期が、令和8年6月30日をもって満了となることから、新たに委員を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、提案するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げた次第であります。

何卒、慎重ご審議の上、原案どおり可決、同意並びに適任とのご意見を頂きますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

〔町長 平田衛君 降壇〕

○副議長（須藤一君） 施政方針及び上程議案等に対する提案理由の説明を終わります。

次に、意見書案第1号についての提案理由の説明は、議員発議につき省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、説明は省略します。

◎予算特別委員会の設置

○副議長（須藤一君） 日程第6。お諮りします。議案第29号 令和8年度鯉ヶ沢町一般会計予算について、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これを審査することに決定いたしました。

ただちに予算特別委員会の組織会に入ってください。組織会は、議場において行っていただきます。

暫時休憩いたします。 (午前10時44分)

〔暫時休憩〕

○副議長（須藤一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(午前10時44分)

予算特別委員会の組織会において委員長に菊谷忠光議員、副委員長に佐藤昭司議員がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

◎散会の宣告

○副議長（須藤一君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時45分)

第 2 号 令和 8 年 3 月 9 日

令和8年鯉ヶ沢町議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時開議

本会議

日程第1 一般質問 6番 菊谷 忠光

日程第2 一般質問 1番 菊谷 尚久

日程第3 一般質問 4番 佐藤 薫

散会

○出席議員（10名）

1番	菊谷尚久君	2番	木村光義君
3番	佐藤昭司君	4番	佐藤薫君
5番	須藤一君	6番	菊谷忠光君
7番	東條一彦君	8番	今勝義君
9番	神孝君	10番	齋藤孝夫君

○欠席議員（1名）

11番 田中亨君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
総務課長	神広丈君
企画観光課長	神哲也君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓谷秀雄君
ほけん福祉課長	千島裕治君
教育みらい課長	清野守君
建設水道課長	工藤輝幸君
病院事務長	田村光春君
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
選挙管理委員会委員長	須藤壽君
農業委員会会長	木村賢一君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	木	村	公	紀
〃 次長	古	舘	裕香	子
〃 事務補助員	鎌	田	静	香

◎開議の宣告

○副議長（須藤一君） おはようございます。

田中亨議長から欠席届が提出されております。本日の会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に1点報告します。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。それでは、直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（須藤一君） 会議は、議事日程第2号により行います。

本日の議事日程は、一般質問であります。

◇ 菊 谷 忠 光 君

○副議長（須藤一君） 日程第1、6番、菊谷忠光議員の質問を許します。

〔6番 菊谷忠光君 登壇〕

○6番（菊谷忠光君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、菊谷忠光です。一問一答方式により質問を行います。

今回の質問は、海の駅わんどリニューアル工事に関する事業とその影響についてです。昨年11月、12月と、海の駅わんどリニューアル工事について、私も同席して説明を受けました。正直言いまして、いつかはリニューアルをするべきだと考えていましたが、今年中に廃止する旨を告げられ、困惑している状態です。

そこで町にお聞きいたします。（1）、本事業の概要及び実施に至った経緯について説明を伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えいたします。

初めに、リニューアルに至った経緯からご説明いたします。平成14年6月にオープンいたしました海の駅わんどは、施設の老朽化に加え、鮮魚店2店舗の撤退による施設経営の悪化、さらには役場庁舎の移転による周辺環境の変化など、様々な課題に直面しております。こうした状況を踏まえ、鱒ヶ沢町にぎわい創出プロジェクトの主要事業として開始したのが始まりであります。

次に、本事業の概要についてご説明いたします。まず、スケジュールにつきましては、現在の海の駅わんどの営業を本年の9月30日までとし、その後店舗の移転、新店舗の募集、改修内容の決定など、令和8年度内を目途に進める計画としております。その後、11か月の工事期間を経て、令和10年4月にオープンを目指しております。

工事内容につきましては、1階部分は約1000平方メートルのテナントスペース、トイレ、電気機械設備の改修を行います。2階部分は、エントランス、事務室、休憩室、トイレの改修を実施いたします。そのほか外構、屋根、外壁、屋外電気設備の改修も予定しております。

なお、本事業に係る費用につきましては、改修工事概算事業費として約4億5000万円を見込んでおります。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） ただいまの説明で、4億5000万円の工事費ということで、この費用について財源はどこからなのでしょうか、伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

国の補助金、交付金の活用を考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） それでは、次の質問、（2）出店者に対する事前説明と協議の進捗状況について伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えします。

海の駅わんどの指定管理期間が今月いっぱい終了することから、町では1年前から関係者の皆様に説明を開始しております。これまでに、現在入店している店舗の皆様に対して3回、指定管理者に対して3回、延べ6回の説明会を実施しており

ます。引き続き、関係者の皆様と丁寧な協議を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） このリニューアルの休業期間、トータルして1年6か月と聞いております。この説明会で皆さん納得したのかどうなのか、その状況はどうだったのかお聞きします。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

町といたしましては、現在入店している店舗の皆様に町の意向を十分にご理解いただくために、今後もリニューアル事業に関する情報を丁寧に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 私がその場で説明を受けた内容ですが、簡単に平たく言えば撤去してくださいと。説明どおりに従ってください。営業を終了しますので、中の人たちはみんな出ていってください。引っ越し費用は自分持ちで、工事はいつ終わるか分からないし、新規入店についてもこちらで決めますので、申し込んでもまた入れるかどうか分かりませんよというような説明でありました。

そこで質問ですが、店じまい、撤去に当たり、負担を減らすため、何か補助支援、救済措置などありますでしょうか、伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

費用支援は考えておりません。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 分かりました。

次の質問、(3) 工事期間中における営業や観光客への影響及びその対策について伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

本施設は、年間売上げが約2億5000万円、また年間約15万人のお客様が訪れる町の重要な観光拠点であります。リニューアル工事期間中は、一時的にも少なからず影響があるものと認識しております。

ただ、このリニューアル工事は、さらなる魅力ある海の駅わんどを目指して行う事業でありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 今までわんど周辺で開催されてきたイベントはどうなるのでしょうか。

○副議長（須藤一君） 答弁お願ひします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答へします。

工事期間中につきましては、安全確保の観点から、周辺でのイベントは開催しない方向で考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 町のにぎわい創出の観点として、海の駅が1年6か月休業となれば、町の経済や観光客の損失が莫大な規模になると思ひますが、町として、そこら辺はどう考えているのか伺ひます。

○副議長（須藤一君） 答弁お願ひします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） 町といたしましては、今現在飯店舗の設置などについては考えておりません。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） これまで利用してきたお客さん、年間10万人ぐらひいるのでしょうか、すこし分からないですけれども、今まで来た客はどこへ行ってしまふのか。これを考えると、すごく恐ろしいことになります。

さらに、影響は周辺にも広がります。業者にあつては、コロナの影響から立ち直つてはけません。県内でも体力のない企業や店が容赦なく倒産、廃業といった事態が続いている状態であります。長期休業によって廃業、失業者が増える、これは各店舗からの聞き取りで、関係者からの声であり、間違ひないことです。

それに併せて、施設がないことで、今まで利用されてきた観光客、町民には不自由、不便さを与えてしまひます。であるならば、その問題点を解消するために、例えば先ほど飯店舗は考えていないと言ひましたけれども、もう一度臨時営業できる仮施設、この設置の検討を願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○副議長（須藤一君） 答弁お願ひします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） 今後も慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） そのほか、海の駅わんど内の販売商品についてです。特にあじ・彩・感などでは、いろいろな会員さんが様々なものを作って販売しております。お年寄りにあっては、年金生活の足しになるよう、ぎりぎりの生活が少しでも楽になるようにと、中には親子2代、3代で青果物、総菜を作っている家族経営者もいます。収入があるから町内に住み、生活することができている状態であります。撤退する個人店、その他食材提供してくれている世帯の中には、まだ若い世代の方もいますから、収入がなくなるのであれば、別居し、生活場所を新たに求めて町外へ転出する考えもあるという声を聞きました。失業者や廃業店も出ますので、さらに商工会会員の減少を引き起こすこととなります。ということは、人材づくりのあじがさわプライドや生活しやすいまちづくりのあじがさわライフといった公約と矛盾いたします。

また、観光客についてですが、長期に閉館すると何が起こるのか。繁忙期を逃すとどういった影響が出るのか。一旦離れた客はほかに流れていってしまい、なかなか元には戻ってこないものであります。今の時代に損をして得を取れば通用しません。失うもの、リスクが大き過ぎるということにはならないでしょうかと私は推測いたします。

それで、次の質問に入ります。（4）リニューアル後の施設運用計画と長期的な維持管理の見直しについて伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えいたします。

リニューアル後の運用につきましては、計画の基本方針といたしました地域の食と文化を核とした鮮魚、農産物、特産品の販売や飲食提供を通じた地域の魅力を体験できる交流拠点を目指してまいります。具体的に、情報発信や休憩機能、それに加えてチャレンジショップなどの多用途に利用できるスペースの確保、さらには多目的広場や通信ネットワーク等の環境整備を行うことで、地域住民の皆様と観光客の双方が快適に過ごせる施設運営を目指してまいります。

また、長期的な施設の維持管理につきましては、持続可能な運営を可能にするため、適正なテナント使用料と維持管理経費を設定することから始めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） それでは、少し質問しますけれども、まずこの海の駅わんどについて、今後の耐用年数をお聞きしたいのですが、伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

建物につきましては、鉄骨構造部材等に腐食等の劣化が見られないことから、改修後も30年は使用可能だということです。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） それでは、今後2階にある相撲館、これはどういうふうを活用するつもりなのでしょう。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

鯨ヶ沢相撲館につきましては、今後も引き続き無料で一般開放していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 今までのこの話を、問題だらけですけれども、これをまとめてどう打開すればいいのか、私は私なりに考えました。2つ提案したいと思います。

1つ目は、海の駅を取り巻く観光経済損失と廃業、失業を最小限に抑えるため、工期を短縮して短期休業形態にし、早く原状回復することです。1年6か月のクローズ分を大幅に短縮すると。例えば工事中であろうとも、営業できるところは営業をするということで、工事しながらオープンするというやり方、いろいろやり方はあると思います。

2つ目ですが、この施設は今までも度々補修工事をしている状態です。施設はリニューアルしても、どんどん老朽化が進み、傷みはさらに進行し、補修の手入れが欠かせないと考えるのであれば、まさに金食い虫の建物です。後で高い買物をしてしまったと思ってしまうとも考えられ、ではどうするか。どうせ億のお金を動かすのであれば、新しい商業施設を建てるのはどうか。テナントは新規募集、今までと同じでございます。そして、古いわんどは今までどおり駐車場として活用。例えばですが、建物は別の使い方、町で委託している機能の移設など、町民が使い

やすいコミュニティーの場として、オープンスペースに活用するのはいかがなものでしょうか。これであれば、海の駅リニューアル事業に着手したことになり、その延長線としてきちんと公約にのっとり、意味合いもつながります。したがって、数年後には、既存の施設に代わる新しい商業施設の建設に向けて計画を進める方向であれば、リニューアルとしてあじがさわブランドの取組に着工していることになります。

しかし、問題は財源の確保であります。であるならば、短期ではなく、中期的計画を立てて、時期としてはこれから洋上風力稼働に向けてばたばたすると思いますので、そこが一段落したら、まず旧庁舎跡や消防署跡といった立地条件のよい場所に新施設の着工時期を見計らって、海の駅わんどの営業終了という流れにすれば、そうすれば敷地がより一層広がりますので、これからの構想も練りやすいのではないかと思います。私の提案ですが、いかがでしょうか。

また、最終段階的な本町地区観光振興策として、アイデアを1つ。新施設を出発点とし、旧中村家までのまち歩き観光。まずは、新施設、そこで食料を買って、奉行所跡に立ち寄り、北前船寄港地文化を学び、それから天童山に登っておやつをかじりながら日本海上の風車が回る向こうに見える渡島半島を眺め、景色を堪能したら、次に造り酒屋でほろ酔いセットなるものを手に入れて、最終地点の屋敷で腹ごしらえ、帰りはあじバスでといった全国の人気観光地、施設では行われています。今まで当町の観光戦略として足りなかった体感、この地域ならではの癒やし、空間、満足、充実感が新施設を中心に狭いエリアで味わうことができ、滞在時間も長くなるといった、極めてこの地域ならではの味のある施設に向けて図面を描き、進めばいいと思います。

まさにこれは大事業であり、まさにこれから地域のリーダーとして飛躍する町長にふさわしい取組と考えております。新施設にあっては、決してぜいたくで立派なものを求めてはおりません。名称も新しくするべきかもしれません。営む側、利用する側の勝手がよくて、裏の面では防災や災害のときに役立ち、人命を守る役割と機能を兼ね備えた、まさに町長と同じくこの西海岸のランドマークとなる、そういった旅の始まりもここから、終点もここで終われると思えるような場所の実現をしていただきたいと思いますが、今までのこの議論を総括して、町長からお言葉を頂戴したいと思います。お願いします。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。平田町長。

○町長（平田衛君） お答えします。

様々なご提言いただき、ありがとうございます。海の駅わんどは、鱒ヶ沢町の観光振興をはじめ、産業振興考える上で極めて重要な施設だというふうに思っておりますし、今回リニューアルに至った経緯、また今後の方針につきましては、課長答弁のとおりであります。

ご承知のように、海の駅わんど周辺でイベントを開催すれば、少ないときで5000人、多いときで8000人という非常に多くの方があの周辺に集まるという、あの場所は非常に町内においても、西海岸においても人が集まりやすい場所だというふうに認識をしております。

私は、そういったイベント開催のときだけではなくて、日々鱒ヶ沢町に多くの方がおいでいただいて、鱒ヶ沢町で、海の駅わんどはもちろんですけれども、町内の商店で多くの買物をしていただき、飲食店で食事をしていただき、そして町内の宿泊施設で宿泊していただくと。そして、地域の経済を回していく、そういう考えでいるところであります。その中核となっていくのが海の駅わんどだと私は認識しております。

今まで菊谷議員からいろんな提案ありました。最後の提案の後半部分のことについては、非常に私も以前からそのように考えておりました。あそこを拠点に、本町を拠点にして、いわゆる歴史文化の観光コースというものを当然今も考えているわけでありすけれども、ただその提案あった中でこの地域経済の振興を担っていくのは、商工業者の皆さんだと私は思っております。やはりそういった皆さんが、菊谷議員がご指摘されるのは、どうしても守りのマイナーなイメージのお話が多いと私は思っております。ではなくて、私は今この期間で攻めていくという、攻めの地域経済政策ということで、今回海の駅わんどのリニューアルをこうして今手をかけようとしているところであります。

双方の意見は、それは異なっているかも分かりませんが、当然折り合っていく部分もあるわけで、目的は何か、鱒ヶ沢町の地域経済を何とかしていきたい、それが第一義であります。そのために、このリニューアルをしっかりと今の計画どおり進めていくというつもりであります。ただ、そういった様々な要望は、その都度しっかりと慎重に検討させていただきたいと思っております。

それと、いわゆる商工業者の皆さんが元気になってほしいという思いを私は持っています。菊谷議員も商工業者の関係者でありますので、菊谷議員を先頭に、一生懸命町内の商工業者の皆さんが元気に頑張ってくださいことを、逆に私から菊谷議員にお願いして、答弁とします。

○副議長（須藤一君） 菊谷議員。

○6番（菊谷忠光君） 町長、今マイナーと言いましたけれども、どうせ攻めるならもっと頑張ってもらいたいと思います。ただ、今まで箱物で大変苦労されたのは重々分かっております。ですが、これからちょこちょここと、ちょくちょくと施設を長もちさせるために、修理を要する手間と経費がかかる施設維持よりも、やはり新しい価値のある施設を次世代に、次世代にですよ、次の世代に残すのも町長の役割だと思います。攻めてください、そこら辺を。

まだ時間たっぷりありますから、余計なことを言います。今、日本中で盛り上がっています。憧れを忘れないでください、憧れを捨ててくださいでしたか。忘れてくださいでしたか。私は、町長に憧れています。その性格に憧れています。こう言っただけなんですけれども、私も昔警官をしているときがありました。ちょうど人生の青春時代と言われる一番いい年頃に、成田空港建設の反対運動、この鎮圧に国の命令で行かされました。私が行ったときは、ちょうど滑走路延長という工事をしてまして、成田空港と言えば大変重要ではないですか。国の発展にもなるし、外国へ行くのも必要だし。だけれども、国はその農地を取るために、強制代執行という権力で農民から土地を奪ってしまいました。おかげで反対運動はさらに盛り上がり、そこに過激派と言われる極左暴力集団が介入して、事態は泥沼化になりました。たくさんの死者が出て、たくさんの血が流されました。あのときの農家のおじいちゃん、おばあちゃんのこちらをにらむ顔が今でも夢に出てきます。

この話は、今回のリニューアルの話と全然関係ないし、似ても似つかぬ話なんですけれども、だけれども人の生活を奪って人を追いやったり、権力で、そういう力で封じ込めると、必ず恨みというものを買います。恨みは、必ず自分にはね返ってきます。そういった汚れ役に、憧れの町長になってほしくないのです。似合わないです。ですから、まだ時間あるではないですか。急ぐことないのです。もう一度町民の生活、町の明るい未来のために、一筋でも光差すところあるならば、その方向を、その方角を探っていただきたいと思います。もう一度設計者と話をさせていただきたい。そして、私の指標となる町長になってほしいと思います。これが私の願いです。何とかこの願いをお聞き取りくださいますよう、これで質問を終わらせていただきます。

〔6番 菊谷忠光君 降壇〕

○副議長（須藤一君） 6番、菊谷忠光議員の質問を終わります。

◇ 菊 谷 尚 久 君

○副議長（須藤一君） 日程第2、1番、菊谷尚久議員の質問を許します。

〔1番 菊谷尚久君 登壇〕

○1番（菊谷尚久君） おはようございます。議席番号1番、菊谷尚久です。一般質問は、一問一答方式により行います。

今回の私の質問は、地域包括支援センターについての質問になります。2005年の介護保険法の改正によりまして、地域包括支援センターが全国の市町村に創設されました。このセンターは、高齢者などが住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、介護、医療、福祉、健康面を包括的に支える総合相談の窓口になります。これは、町長が目指している公約の中にも入っている事項になります。

今回、創設以来町直営で運営してきた同センターを、あえて今の段階で直営から民間に委託するという判断に至った経緯と、町が期待する効果について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） それでは、お答えいたします。

地域包括支援センターは、2005年の制度創設以来、町が直営により運営してきましたが、近年の高齢化の進展に伴い、相談内容の複雑化、高度化が進む中で、専門職による継続的な支援体制の確保が重要な課題となっております。

このような中、民間委託により地域包括支援センターに必要な専門職確保の安定性、将来的な持続可能性、そして民間事業者が有する地域福祉分野での実践的ノウハウやネットワークを生かすことが町民サービスの質の維持向上につながるとの判断に至り、民間委託を考えたものであります。

期待する効果としましては、民間の社会福祉法人の専門職の採用力に期待するとともに、地域福祉に対し、日常的につながりがある社会福祉団体でこそ、職員の育成力にも期待しているところであります。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） この地域包括支援センター、県内の状況を見ますと、10市のうち直営は4市、委託は6市で、委託6市のうち3市は市にも設置されております。ま

た、30町村では直営が21、委託は9となっております。委託の事例としては、市では生活圏域が広いということから、これを複数に区分して、区分ごとにセンターを委託設置することできめ細やかな対応をしていると。町村では、創設当初から人材がないということで、当初から委託している事例がほとんどであります。

今回、鱒ヶ沢町の生活圏域は1つです。町には、20年のセンター運営の実績とスキルがあり、人材もそろっております。違いますでしょうか。町直営では、何か不都合なことがあるのでしょうか。町の認識を伺いたいと思います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） 人材の確保という面であります。確かに町では直営で行ってきております。人材を確保して、現在も専門職を配置して運営しております。

今回お話ししている中にもありますが、これからのことを考えたときに、まず人材確保はどうなのかと。これは、町直営であろうと民間委託であろうと、課題は同じだと認識はしております。ただ、確保と同時に、必要と考える高齢化につく相談内容の複雑化、それに対応するためには、もちろん町のこれまでの実績、ノウハウも重要であります。今後を見ていった上では、民間にあるそういったノウハウがまさに生かされるのではないかという考えの下、民間委託をしようと考えたものであります。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） その点も含めまして、次の質問に移りたいと思います。

直営から委託へ移行することについては、いろいろな課題と懸念点があると思います。いろいろあると思うのですが、今回は具体的には次の4点について、町はどのような認識を持ち、対策を講じようとしているのか伺いたいと思います。

まずは、バックアップ体制の問題です。今回は、単純な業務の委託とは違って、センターの業務の性質上、その仕事は年度に限ったものではなく、年度をまたいだシームレスなものです。また、依頼者との信頼関係の構築も必要なものです。このような仕事を委託する場合、役場でのセンター運営と委託先でのセンター運営と、ある程度期間をダブらせて、慎重に委託先へと移行するソフトランディングが必要であると考えますが、町の認識と対策について伺いたいと思います。よろしく願います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） まず、質問のバックアップ体制であります。地域包括

支援センターの設置主体は、引き続き町であります。運営状況の把握や必要な指導、助言を行っていくこととしております。

また、移行時になります。そのときは、やはりサービスを受ける町民が混乱しないよう配慮した引継ぎというものは行っていきたいと思っております。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） 1点確認します。

体制としては、残らないということですよ。

○副議長（須藤一君） 千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） まず、地域包括支援センター、主体は町に残りますし、実際の業務につきましても町が直営とする部分は必ず残ります。全ての業務を委託ということにはなりません。そのため、町の職員も包括センターを担当するといえますか、まさに行わなければならない業務を持った職員は4月からもいます。ですので、その職員を中心に、その引継ぎという面も含めたバックアップは当面行っていく予定としております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） 了解しました。

次の質問になります。まさに先ほど課長が言われた人材確保の問題です。センター運営には、設置基準が定められておまして、特に専門3職種が必要となっております。これが多分町でもネックになっていることだと思います。町内の民間の福祉関係の各事業所の人員不足は、町以上に深刻だと思います。また、就職してもすぐに転職が頻繁に行われており、経験の浅い職員しかいない事業所も見受けられます。

今回の委託先としては、恐らく町内のどこかの事業所になるとは思いますが、万が一将来的に委託先の事業所で人材確保ができなくなった場合の対応について伺いたいと思います。

○副議長（須藤一君） 千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） そのとおり、人材確保につきましては、先ほどもありましたが、町が直営で行っても、民間委託を行っても、非常に難しくなるなという認識はしております。その辺の採用につきましては、どちらが行っても難しいのですけれども、議員のおっしゃる心配、確保できなくなったらどうするのだということにつきましても、もちろんそれは懸念される場所でありますので、まずは来年度民間委託先となる事業者とは、その辺をしっかりと話しした上で契約をしたいと思

ておりますし、急に人材がいなくなった、できなくなったでは、契約上は済まされないのですけれども、もちろんそういうことが起きないように、ふだんからいろいろ情報交換しながら事業者とは話し合っ、町民には迷惑をかけないように話をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） 了解しました。

次の懸念です。公正、中立性の確保の点になります。このセンター運営には、高い公正、中立性の確保が求められております。町でやった場合は、当然公正、中立性は確保されるわけですけれども、万が一にもこのセンターで得られた情報を委託先の事業所の事業運営に利用するということがあってはならないと考えます。町の認識と対策について伺いたいと思います。

○副議長（須藤一君） 千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） 地域包括支援センター運営の中立性というものは、法的にも定められているところでありまして、町としましては委託契約する上で、その委託契約書の仕様書のほうに公立、中立性の確保、これを明記して、必ず守らせるということ、それから実際に中立性が確保されているかの点検もすることとしております。

また、町が設置している地域包括支援センター運営協議会があります。この協議会におきましても、運営状況等の公平、中立性のチェックをしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） その辺のことについては、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の懸念になります。まさに行政との情報共有です。先ほどの説明の中でも説明しているかもしれませんが、この地域包括ケア体制の構築という、この主体はあくまでも町です。センターと行政は密接な情報共有を行って、常に町の状況を把握し、施策に反映させる必要があると考えますが、町の認識と対策について伺いたいと思います。

○副議長（須藤一君） 千島ほけん福祉課長。

○ほけん福祉課長（千島裕治君） 今おっしゃられた地域包括ケアにつきましての考えで

すけれども、これも情報共有をするためでもあります。実際の契約の中で、こういった会議を開催することになっているというのがありまして、まず地域包括支援センターを中心としまして、介護関係機関や町のほけん福祉課、当課の関係する各部署の職員が参加する地域ケア会議というものを、これは2か月に1回は開催してもらおうというふうな仕様、条件としております。そこでは、ネットワークの構築、地域課題の把握、また個別ケースへの対応を情報共有することとしております。

また、町主催で地域ケア推進会議ということも開催いたします。こちらにつきましても、地域課題の解決に向けた話合いの場を設け、情報を共有していくこととしております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） よく分かりました。

最後は、所感になります。行政改革という名の下に、鱒ヶ沢町もそうなのですが、事業の委託や施設の指定管理などが頻繁にいろんなところで行われております。ただし、この行政改革という名の下にいろんなことをされているわけですが、行政改革というのはあくまでも手段でありまして、その目的は行政改革することで町民にメリットが生じるというのが大前提です。メリットのない行政改革は行政改革ではありません。

今回の委託についても町民へのメリット、つまりは町直営で行ったときよりも、委託にしたほうが住み慣れた地域でより一層安心して暮らすことができるようになると、これが大前提です。よりよい改革となるよう期待するとともに、そうなるように監視する、施策に反映することも大事だと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問を終わります。

〔1番 菊谷尚久君 降壇〕

○副議長（須藤一君） 1番、菊谷尚久議員の質問を終わります。

◇ 佐 藤 薫 君

○副議長（須藤一君） 日程第3、4番、佐藤薫議員の質問を許します。

〔4番 佐藤薫君 登壇〕

○4番（佐藤薫君） 改めましておはようございます。議席4番、佐藤薫です。質問は、一括質問方式により通告順に行います。

最初に、公民館への指定管理者制度の導入について質問いたします。令和8年度から、中央公民館、舞戸公民館に対して指定管理者制度を導入することですが、導入に至った経緯等について説明をお願いします。

また、導入に伴うメリット等についてもお知らせください。

次に、空き家の現況と対策について伺います。令和7年度において、国の補助金を活用して空き家の実態調査を実施しています。実態調査の結果について、説明をお願いします。

また、調査結果を踏まえた今後の対策についても伺います。

以上で通告を終わります。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。清野教育みらい課長。

○教育みらい課長（清野守君） 公民館への指定管理者制度についてのお答えをいたします。

まず、経緯につきましては、人口減少や少子高齢化による利用者の減少に加え、厳しい財政状況の中で、公民館等の行政資源を有効活用しながら、サービスの維持向上を図ることについて検討を進める中で、公民館の在り方や今後の施設運営体制についても検討してまいったところであります。その結果、持続可能な行政運営を推進するとともに、民間活力の活用推進の観点から、指定管理者制度の導入の判断に至ったものであります。

次に、メリットについてですが、公民館は社会教育施設であることから、教育委員会関与の下、公共性を確保するとともに、社会教育機能が損なわれないよう十分配慮することを基本に、指定管理者制度導入により、次のような効果を期待しているところであります。

まず第1点目、運営の効率化とサービス向上であります。民間事業者のノウハウを生かすことで、利用者対応の迅速化、あるいは柔軟な施設運用が期待されると思っております。

第2点目、地域特性を生かした施設活用の拡大であります。中央公民館では、福祉分野との連携強化、舞戸公民館では商業施設との連動による集客力向上が見込まれます。

第3点目、行政資源の重点化であります。貸し館業務を民間に委ねることによりまして、町は社会教育事業の充実や企画立案に注力できる体制となるものです。

なお、施設の設置者としての責任は引き続き町が負うものでありますので、適切な管理運営が行われるよう、協定に基づく評価、指導を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうからいろいろ答弁がありましたが、最初に指定管理者の指定手続等に関する条例、これを少し確認したところ、第2条のほうに指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、町広報紙、またはホームページに掲載して、指定管理者になろうとする団体を公募しなければならないと明記されております。しかし、新たに中央公民館、舞戸公民館、この両公民館を指定するに当たって、町の広報紙やホームページを通して公募した経緯がありませんが、その理由について伺います。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。清野教育みらい課長。

○教育みらい課長（清野守君） 条例第5条第1項第3号で、町長等が当該施設の適正な管理を確保するために特に必要と認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができるかとされています。公民館は、地域住民との密着度が高く、地域との連携が特に重要との観点から、地元から公募によらず選定したものであります。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうから説明がありました。私も条例を確認したところ、確かに第5条第1項第3号に適正な管理を確保するため、特に必要があると認めるときは可能となっておりますが、第2条のほうにある程度原則として公募しなければならないと、これがはっきり断定口調になっておりますので、そのような理由であれば、条例の第2条、断定的な口調を訂正するなど、もう少し分かりやすい内容にしたほうがいいと思いますが、副町長の見解をお願いします。

○副議長（須藤一君） 加藤副町長。

○副町長（加藤隆之君） 議員おっしゃるとおりかと思いますが、公募の指定管理者制度の導入に関する運用方針とか、様々なほうでも、その施設の規模や設置目的等に鑑みまして、特別な事情がある場合は公募しなければならないとも限らないという、そういうふうなこともうたわれてあります。ただ、条例の第2条でうたわれておる

こともございますが、今後検討させていただきます。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） よく分かりました。前向きな検討をお願いします。

あと、今回中央公民館の指定管理料が1100万円、舞戸公民館の指定管理料が850万円と、250万円ほど差がありますが、少し簡単にその予算の内訳をお知らせください。

○副議長（須藤一君） 答弁をお願いします。清野教育みらい課長。

○教育みらい課長（清野守君） 指定管理料の内訳としましては、人件費や需用費、役務費、施設管理に係る委託料、その他使用料等でありまして、過去5年間の維持管理経費を基に積算をしたものであります。

中央公民館につきましては、山村開発センターの分も含んでいるため、舞戸公民館よりも金額が高くなっているというものであります。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） よく分かりました。

中央公民館等々、夜間にも職員を配置して予約の受付業務等を行っていますが、人員配置は指定管理になったからといって、何ら変わらないということではよろしいか確認いたします。

○副議長（須藤一君） 清野教育みらい課長。

○教育みらい課長（清野守君） 予約が入った部分につきましては、夜間もこれまでどおり職員は配置して行われるということでありまして。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 町の直営から指定管理者に短期間での移行となりますので、事務手続や電話対応、それらの問題で混乱する可能性も十分予想されます。スムーズに移行するために、どのような対策を考えているのか確認いたします。

○副議長（須藤一君） 清野教育みらい課長。

○教育みらい課長（清野守君） 公民館の貸し館受付や施設管理等につきまして、指定管理者候補者と綿密に引継ぎを行うとともに、指定管理者制度導入について、毎戸配布チラシですとか、町広報を活用しまして町民に周知するほか、定期利用団体へ直接伝達するなどしまして、スムーズに移行できるように努めてまいりたいと思っております。

また、指定管理開始後も指定管理者と連携、協力しまして、利用者のサービス向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 分かりました。

最初の課長の答弁の中で、町民サービスの維持向上を図ると、これが前提であるというふうにはっきり回答いただきました。中央公民館、舞戸公民館とも、文化振興及び地域活動の拠点として、重要な役割を果たしている施設と私は認識しております。指定管理を行うことによって、より町民サービスの向上につながるよう重ねて要望いたしまして、最初の質問を終わります。

○副議長（須藤一君） 次の答弁をお願いします。神総務課長。

○総務課長（神広丈君） それでは、続きまして空き家の現況と対策について質問にお答えします。

令和7年度の空き家の実態調査について、結果について説明させていただきます。町では、令和7年度に国交省の補助金を活用して、町内全域の空き家の実態調査を実施しました。その結果、空き家の件数については、鱒ヶ沢地区143件、舞戸地区125件、赤石地区111件、鳴沢地区115件、中村地区93件、町内全体で587件となっております。そのうち、全体的に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられる空き家は全体で18件、放置すれば倒壊の危険性が高まる可能性がある空き家は41件、部分的に危険な損傷がある空き家は83件、危険な損傷なしが148件、目立った損傷なしが297件という結果が出ております。

また、令和5年6月議会でご報告しましたが、令和3年度に町内会を通して調査した件数595件と比べると、8件の減少という結果になっております。この結果を踏まえて、今後の対策につきましては、引き続き鱒ヶ沢町除却事業助成金を活用した危険な空き家等の除却を促進してまいります。

あと、空き家・土地バンク制度を活用しながら、再利用できる空き家等の利活用の推進と、所有者や管理者に対する適正な管理に関わる指導、助言等を今後も継続して実施してまいります。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今回は、国の補助金を活用して実態調査を行ったと。今までと違い、本当に正確な状況が把握できるようになったと。このことについては、大変好ましいことと認識しております。

今の課長の答弁の中で、たしか倒壊のおそれがある空き家が18件あると回答があ

りました。去年、今年と2年続いた大雪です。それらについては、特に一段と対策の強化が必要と思います。どのような対策をそれらについて考えているのか、お聞かせ願います。

○副議長（須藤一君） 答弁。神総務課長。

○総務課長（神広丈君） 議員おっしゃるとおり、倒壊のおそれがある危険な空き家が18件あります。それに関しては、令和7年度もやってきましたが、今の補助事業を受けて1件50万円の補助を出しております。その中で、早急に18件を調査してみて、その推進に努めますが、ただその建物の所有者、土地の状況、その家庭でいろいろな事情がございますので、できるだけ関わらずに、早急に倒壊するおそれに関しては措置をしまいたいと思っていました。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 所有者や地権者の確認など、いろいろと大変なこともあるかと思いますが、それらについては課長おっしゃったとおり、特に対策の強化をお願いしたいと思います。

また、今回の調査を基に、今後新たな空き家が増えたとか、逆に解体により空き家でなくなった場合、リアルタイムに正確な状況を把握するためには、職員がその都度必要な更新業務を行うということによろしいのか、確認をいたします。

○副議長（須藤一君） 神総務課長。

○総務課長（神広丈君） 今回の調査した中でデータベースが、ゼンリンの地図の中に、場所、写真のデータベースができました。その中で、除却した場合はそこから消すと、あと増えた場合についてはそこに追加するというような感じで、あと職員も現況を、特に舞戸、鱈ヶ沢に関しては多いので、その辺はパトロールするということで行っていかないと、この空き家問題に関しては、風が強いときに屋根が飛んだとか、いろいろな問題が今生じていますので、その辺はパトロールしながらも一生懸命推進していきたいと思います。

以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうから、大変心強い答弁がありました。少し確認です。

課長のほうから、パトロールを強化するというものでありますので、定期的にパトロールするというので理解してよろしいですね。

○副議長（須藤一君） 神総務課長。

○総務課長（神広丈君） 適正にパトロールしていて、現況も、情報も入りますので、いろいろな状態でケース・バイ・ケースがありますので、パトロールは原則ということで、パトロールしてまいると、積極的にしていくということで考えております。以上です。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） やはり今回の調査含めて、まず状況をしっかりと確認しないことには何もできず何も対策ができません。そこら辺、総務課長、よろしくお願いします。

あと個人情報に関係もあるかもしれませんが、可能であれば今回の調査結果、町内会などと情報共有すれば、さらに有効活用することも可能と思いますが、それらについてどうお考えになるかお聞かせください。

○副議長（須藤一君） 神総務課長。

○総務課長（神広丈君） 今回調べたゼンリン地図に載っている情報に関しましては、やはり各町内会の会長、町内会と連携しないと情報も入ってきませんし、急に災害で屋根が飛んだり、いろんな事情があったときも協力体制ができませんので、この情報を協議しながら、今4月になったらそういうふうな各町内会の会長、または町内会と情報交換しながら施策していきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 心強い答弁ありがとうございます。

昨年、今年と、本当に2年続いての大変な大雪でした。災害時の対応という観点から、また住民の安全、安心を守るという観点からも、空き家対策の強化を強く要望いたしまして、今定例会における一般質問を終わります。

〔4番 佐藤薫君 降壇〕

○副議長（須藤一君） 4番、佐藤薫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（須藤一君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

（午前11時04分）

第 3 号 令和 8 年 3 月 1 1 日

令和 8 年 鯉ヶ沢町議会 第 1 回 定例会 会議録

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時開議

本 会 議

日程第 1 総括質疑

日程第 2 各常任委員会及び予算特別委員会に対する議案審査付託

散 会

○出席議員（10名）

1番	菊谷尚久君	2番	木村光義君
3番	佐藤昭司君	4番	佐藤薫君
5番	須藤一君	6番	菊谷忠光君
7番	東條一彦君	8番	今勝義君
9番	神孝君	10番	齋藤孝夫君

○欠席議員（1名）

11番 田中亨君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
総務課長	神広丈君
企画観光課長	神哲也君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓谷秀雄君
ほけん福祉課長	千島裕治君
教育みらい課長	清野守君
建設水道課長	工藤輝幸君
病院事務長	田村光春君
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	木	村	公	紀
〃 次長	古	舘	裕香	子
〃 事務補助員	鎌	田	静	香

◎開議の宣告

○副議長（須藤一君） おはようございます。田中亨議長から欠席届が提出されています。

本日の会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（須藤一君） 会議は、議事日程第3号により行います。

◎総括質疑

○副議長（須藤一君） 日程第1。これより総括質疑に入ります。

議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第9号の質疑を終わります。
議案第10号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第10号の質疑を終わります。
議案第11号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第11号の質疑を終わります。
議案第12号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第12号の質疑を終わります。
議案第13号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第13号の質疑を終わります。
議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第14号の質疑を終わります。
議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第15号の質疑を終わります。
議案第16号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) 議案第16号の質疑を終わります。
議案第17号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第17号の質疑を終わります。
議案第18号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第18号の質疑を終わります。
議案第19号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第19号の質疑を終わります。
議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第20号の質疑を終わります。
議案第21号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第21号の質疑を終わります。
議案第22号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第22号の質疑を終わります。
議案第23号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第23号の質疑を終わります。
議案第24号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第24号の質疑を終わります。
議案第25号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号について質疑をおこないます。質疑の範囲は、当初予算書1ページから6ページまでとします。7ページ以降については、予算特別委員会でされるようお願いいたします。議案第29号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第30号の質疑を終わります。

議案第31号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） 議案第32号の質疑を終わります。
議案第33号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第33号の質疑を終わります。
議案第34号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第34号の質疑を終わります。
議案第35号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第35号の質疑を終わります。
議案第36号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第36号の質疑を終わります。
議案第37号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第37号の質疑を終わります。
議案第38号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第38号の質疑を終わります。
議案第39号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第39号の質疑を終わります。
議案第40号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第40号の質疑を終わります。
議案第41号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第41号の質疑を終わります。
議案第42号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第42号の質疑を終わります。
議案第43号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第43号の質疑を終わります。
議案第44号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第44号の質疑を終わります。
議案第45号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第45号の質疑を終わります。
議案第46号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第46号の質疑を終わります。
議案第47号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第47号の質疑を終わります。
議案第48号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第48号の質疑を終わります。
議案第49号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第49号の質疑を終わります。
議案第50号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第50号の質疑を終わります。
議案第51号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第51号の質疑を終わります。
議案第52号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 議案第52号の質疑を終わります。
次に、諮問第1号については、菊谷尚久議員の身分に関する事件であります。
よって、地方自治法第117条の規定により、菊谷尚久議員の退場を求めます。

〔1番 菊谷尚久君 退場〕

○副議長（須藤一君） 諮問第1号の質疑を行います。
諮問第1号について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 諮問第1号の質疑を終わります。
退場している菊谷尚久議員に入ってください。

〔1番 菊谷尚久君 入場〕

○副議長（須藤一君） 次に、意見書案第1号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 意見書案第1号の質疑を終わります。

◎各常任委員会及び予算特別委員会に対する議案審査付託

○副議長（須藤一君） 日程第2。議案の付託を行います。

配布しました議案付託表につきましては、議会運営委員会において決定しております。議案付託表のとおり、所管の常任委員会及び予算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定しました。

議案の審査にあたっては、各常任委員会はこの後、総務文教常任委員会は本会議場で、産業建設常任委員会は委員会室で、また、予算特別委員会は、本日午前11時から本会議場においてそれぞれの審査をしていただきます。

◎散会の宣告

○副議長（須藤一君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

（午前10時09分）

第 4 号 令和 8 年 3 月 1 2 日

令和 8 年 鯉ヶ 沢 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

議事日程（第 4 号）

令和 8 年 3 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

本 会 議

日程第 1 予算特別委員長の議案審査結果報告

日程第 2 総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

日程第 3 産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

日程第 4 討論、採決

閉 会

○出席議員（10名）

1番	菊谷尚久君	2番	木村光義君
3番	佐藤昭司君	4番	佐藤薫君
5番	須藤一君	6番	菊谷忠光君
7番	東條一彦君	8番	今勝義君
9番	神孝君	10番	齋藤孝夫君

○欠席議員（1名）

11番 田中亨君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
総務課長	神広丈君
企画観光課長	神哲也君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓谷秀雄君
ほけん福祉課長	千島裕治君
教育みらい課長	清野守君
建設水道課長	工藤輝幸君
病院事務長	田村光春君
鱒ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
選挙管理委員会委員	水口清治君
農業委員会会長	木村賢一君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	木	村	公	紀
〃 次長	古	舘	裕香	子
〃 事務補助員	鎌	田	静	香

◎開議の宣告

○副議長（須藤一君） おはようございます。田中亨議長から欠席届が提出されています。

本日の会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に1点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

それでは、ただちに会議を開きます。 (午前10時00分)

◎議事日程の報告

○副議長（須藤一君） 会議は議事日程第4号により行います。

◎予算特別委員長の議案審査結果報告

○副議長（須藤一君） 日程第1。予算特別委員会に付託した議案の審査結果について、報告を求めます。予算特別委員長 菊谷忠光議員。

〔予算特別委員長 菊谷忠光君 登壇〕

○予算特別委員長（菊谷忠光君） 予算特別委員長報告。

3月11日、本会議場において本委員会に付託されました議案第29号 令和8年度鱈ヶ沢町一般会計予算について、審査した結果を報告いたします。

慎重審議の結果、議案第29号 令和8年度鱈ヶ沢町一般会計予算については、原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

以上をもって、予算特別委員長の報告といたします。

○副議長（須藤一君） 本件については、出席議員全員によるものにつき質疑を省略して、予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長 菊谷忠光君 降壇〕

◎総務文教常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

○副議長（須藤一君） 日程第2。総務文教常任委員会に付託した議案の審査結果について、報告を求めます。総務文教常任委員長 菊谷忠光議員。

〔総務文教常任委員長 菊谷忠光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（菊谷忠光君） 総務文教常任委員長報告。

3月11日、本会議場において、本委員会に付託されました議案17件、諮問1件、意見書案1件について、本会議場において委員5名の出席により審議いたしました。その結果を報告いたします。

議案第6号 鱒ヶ沢町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第8号 鱒ヶ沢町附属機関設置条例の制定について

議案第9号 鱒ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第10号 鱒ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 鱒ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 鱒ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鱒ヶ沢町財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 鱒ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 鱒ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 令和7年度鱒ヶ沢町一般会計補正予算（第10号）

議案第18号 令和7年度鱒ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和7年度鱒ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和7年度鱒ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 令和8年度鱒ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算

議案第33号 令和8年度鱒ヶ沢町介護保険事業特別会計予算

議案第34号 令和8年度鱒ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算

議案第44号 鱒ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

意見書案第1号 地域の医師不足解消を求める意見書

以上、議案17件、諮問1件、意見書案1件について、慎重審議の結果、問題なく原案どおり可決、適任と判断すべきものとして議決されました。

以上を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

○副議長（須藤一君） 総務文教常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 総務文教常任委員長の報告と質疑を終わります。

〔総務文教常任委員長 菊谷忠光君 降壇〕

◎産業建設常任委員長の議案審査結果報告及び質疑

○副議長（須藤一君） 日程第3。産業建設常任委員会に付託した議案の審査結果について、報告を求めます。

産業建設常任委員長 齋藤孝夫議員。

〔産業建設常任委員長 齋藤孝夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（齋藤孝夫君） 産業建設常任委員長報告。

3月11日、本会議場において本委員会に付託されました、議案29件について、委員会室において委員5名の出席により審議いたしました。その結果を報告いたします。

議案第7号 鱒ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について

議案第14号 鱒ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 鱒ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 令和7年度鱒ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 令和7年度北浮田財産区特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 令和7年度長平財産区特別会計補正予算（第2号）

議案第24号 令和7年度浜横沢財産区特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 25 号 令和 7 年度中村財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 26 号 令和 7 年度舞戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 27 号 令和 7 年度鱒ヶ沢町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 28 号 令和 7 年度鱒ヶ沢町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 31 号 令和 8 年度鱒ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算
議案第 32 号 令和 8 年度鱒ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算
議案第 35 号 令和 8 年度鱒ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算
議案第 36 号 令和 8 年度北浮田財産区特別会計予算
議案第 37 号 令和 8 年度長平財産区特別会計予算
議案第 38 号 令和 8 年度浜横沢財産区特別会計予算
議案第 39 号 令和 8 年度中村財産区特別会計予算
議案第 40 号 令和 8 年度舞戸財産区特別会計予算
議案第 41 号 令和 8 年度鱒ヶ沢町水道事業会計予算
議案第 42 号 令和 8 年度鱒ヶ沢町下水道事業会計予算
議案第 43 号 工事請負契約の締結について
議案第 46 号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 47 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 48 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 49 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 50 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 51 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 52 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて
以上、議案 29 件について慎重審議の結果、問題なく原案どおり可決、同意すべきものとして議決されました。

以上を申し上げ、産業建設常任委員長報告といたします。

○副議長（須藤一君） 産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） 産業建設常任委員長の報告と質疑を終わります。

〔産業建設常任委員長 齋藤孝夫君 降壇〕

◎討論、採決

○副議長（須藤一君） 日程第4。これより討論、採決に入ります。

お諮りします。議案第6号から議案第9号までの以上4件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号から議案第9号までの以上4件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

議案第6号 鱒ヶ沢町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 鱒ヶ沢町水道事業の債権の管理に関する条例の制定について、議案第8号 鱒ヶ沢町附属機関設置条例の制定について、議案第9号 鱒ヶ沢町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、以上4件は原案どおり可決されました。

○副議長（須藤一君） 次に、議案第10号から議案第16号までの以上7件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第10号から議案第16号までの以上7件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 鯨ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 鯨ヶ沢町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号 鯨ヶ沢町証人等の実費弁償に関する条例及び鯨ヶ沢町財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号 鯨ヶ沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号 鯨ヶ沢町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号 鯨ヶ沢町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 鯨ヶ沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 7 件は原案どおり可決されました。

○副議長（須藤一君） 次に、議案第 17 号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 17 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 令和 7 年度鯨ヶ沢町一般会計補正予算（第 10 号）は、原案どおり可決されました。

○副議長（須藤一君） 次に、議案第 18 号から議案第 21 号までの以上 4 件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 18 号から議案第 21 号までの以上 4 件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、議案第 19 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、議案第 20 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)、議案第 21 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町水産業振興事業特別会計補正予算(第 2 号)、以上 4 件は、原案どおり可決されました。

○副議長(須藤一君) 次に、議案第 22 号から議案第 28 号までの以上 7 件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 22 号から議案第 28 号までの以上 7 件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 令和 7 年度北浮田財産区特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 23 号 令和 7 年度長平財産区特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 24 号 令和 7 年度浜横沢財産区特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 25 号 令和 7 年度中村財産区特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 26 号 令和 7 年度舞戸財産区特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 27 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町水道事業会計補正予算(第 2 号)、議案第 28 号 令和 7 年度鯉ヶ沢町下水道事業会計補正予算(第 3 号)、以上 7 件は、原案どおり可決されました。

○副議長(須藤一君) 次に、議案第 29 号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第29号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和8年度鱒ヶ沢町一般会計予算は、原案どおり可決されました。

○副議長(須藤一君) 次に、議案第30号から議案第35号までの以上6件を一括議題と

し、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第30号から議案第35号までの以上6件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 令和8年度鱒ヶ沢町国民健康保険事業特別会計予算、議案第31号 令和8年度鱒ヶ沢町小規模水道事業特別会計予算、議案第32号 令和8年度鱒ヶ沢町墓地公園事業特別会計予算、議案第33号 令和8年度鱒ヶ沢町介護保険事業特別会計予算、議案第34号 令和8年度鱒ヶ沢町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号 令和8年度鱒ヶ沢町水産業振興事業特別会計予算、以上6件は、原案どおり可決されました。

○副議長(須藤一君) 次に、議案第36号から議案第42号までの以上7件を一括議題と

し、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 36 号から議案第 42 号までの以上 7 件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 令和 8 年度北浮田財産区特別会計予算、議案第 37 号 令和 8 年度長平財産区特別会計予算、議案第 38 号 令和 8 年度浜横沢財産区特別会計予算、議案第 39 号 令和 8 年度中村財産区特別会計予算、議案第 40 号 令和 8 年度舞戸財産区特別会計予算、議案第 41 号 令和 8 年度鱈ヶ沢町水道事業会計予算、議案第 42 号 令和 8 年度鱈ヶ沢町下水道事業会計予算、以上 7 件は原案どおり可決されました。

○副議長（須藤一君） 次に、議案第 43 号から議案第 45 号までの以上 3 件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 43 号から議案第 45 号の以上 3 件を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 工事請負契約の締結について、議案第 44 号 鱈ヶ沢町過疎地域持続的発展計画について、議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について、以上 3 件は原案どおり可決されました。

○副議長（須藤一君） 次に、議案第 46 号から議案第 52 号までの以上 7 件を一括議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 46 号から議案第 52 号までの以上 7 件を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 北浮田財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 47 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 48 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 49 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 50 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 51 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、議案第 52 号 浜横沢財産区管理会管理委員の選任につき同意を求めることについて、以上 7 件は原案どおり同意されました。

○副議長（須藤一君） 次に、諮問第 1 号について採決いたしますが、菊谷尚久議員の身分に関する事件であります。

よって、地方自治法第 117 条の規定により、菊谷尚久議員の退場を求めます。

〔1 番 菊谷尚久君 退場〕

○副議長（須藤一君） 諮問第 1 号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第1号を原案どおり適任と判断すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と判断すべきものと決定いたしました。

退場している菊谷尚久議員に入ってくださいます。

[1番 菊谷尚久君 入場]

○副議長(須藤一君) 次に、意見書案第1号を議題とし、討論を省略して採決いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。意見書案第1号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 地域の医師不足解消を求める意見書は、原案どおり可決されました。

◎閉会の宣告

○副議長(須藤一君) これをもって、本定例会の日程は全部議了いたしました。

令和8年鯉ヶ沢町議会第1回定例会は、これにて閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時27分)